

令和 2 年 第 3 回 七 戸 町 議 会 定 例 会

会 議 録

令和 2 年 8 月 2 4 日 七 戸 町 告 示 第 7 5 号 で、令 和 2 年 第 3 回 七 戸 町 議 会 定 例 会 を 9 月 3 日 上 北 郡 七 戸 町 議 会 議 事 堂 に 招 集 す る。

令 和 2 年 9 月 3 日 午 前 1 0 時 0 0 分 開 会

令 和 2 年 9 月 1 1 日 午 前 1 1 時 5 5 分 閉 会

○ 応 召 議 員 (1 6 名)

議 長	1 6 番	瀬 川 左 一 君	副 議 長	1 5 番	盛 田 恵 津 子 君
	1 番	中 野 正 章 君		2 番	山 本 泰 二 君
	3 番	向 中 野 幸 八 君		4 番	二 ツ 森 英 樹 君
	5 番	小 坂 義 貞 君		6 番	澤 田 公 勇 君
	7 番	疍 清 悦 君		8 番	岡 村 茂 雄 君
	9 番	附 田 俊 仁 君		1 0 番	佐 ヶ 木 寿 夫 君
	1 1 番	田 嶋 輝 雄 君		1 2 番	三 上 正 二 君
	1 3 番	田 島 政 義 君		1 4 番	白 石 洋 君

○ 不 応 召 議 員 (0 名)

○ 町 長 提 出 案 件

- 議 案 第 8 1 号 七 戸 町 二 ツ 森 貝 塚 館 条 例 の 制 定 に つ い て
- 議 案 第 8 2 号 七 戸 町 手 数 料 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て
- 議 案 第 8 3 号 七 戸 町 体 育 施 設 設 置 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て
- 議 案 第 8 4 号 七 戸 町 特 定 教 育 ・ 保 育 施 設 及 び 特 定 地 域 型 保 育 事 業 の 運 営 に 関 す る 基 準
を 定 め る 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て
- 議 案 第 8 5 号 七 戸 町 家 庭 的 保 育 事 業 等 の 設 備 及 び 運 営 に 関 す る 基 準 を 定 め る 条 例 の 一
部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て
- 議 案 第 8 6 号 七 戸 町 農 産 物 加 工 セ ン タ ー の 設 置 及 び 管 理 運 営 に 関 す る 条 例 の 一 部 を 改
正 す る 条 例 に つ い て
- 議 案 第 8 7 号 七 戸 町 寺 下 地 区 飲 料 水 供 給 事 業 給 水 条 例 を 廃 止 す る 条 例 に つ い て
- 議 案 第 7 4 号 令 和 2 年 度 七 戸 町 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 5 号)
- 議 案 第 7 5 号 令 和 2 年 度 七 戸 町 後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 2 号)
- 議 案 第 7 6 号 令 和 2 年 度 七 戸 町 介 護 保 険 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 2 号)
- 議 案 第 7 7 号 令 和 2 年 度 七 戸 町 公 共 下 水 道 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 2 号)

議案第 78 号 令和 2 年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 79 号 令和 2 年度七戸町水道事業会計補正予算（第 2 号）

〔 決算審査特別委員会審査報告

議案第 80 号 令和元年度七戸町各会計歳入歳出決算の認定について

報告第 20 号 令和元年度決算に基づく七戸町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議員提出案件

発議第 5 号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について

発議第 6 号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

議員派遣について

○追加案件

議案第 88 号 工事請負変更契約の締結について
（上見町橋橋梁整備工事）

○その他

会議録署名議員の指名について

会期の決定について

諸般の報告について

令和2年第3回七戸町議会定例会

会議録（第1号）

令和2年9月3日（木）

午前10時00分 開会

○議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 提出議案一括上程

「議案第81号七戸町二ツ森貝塚館条例の制定について」から「報告第20号令和元年度決算に基づく七戸町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」までの14議案、1報告を一括上程
(町長提案理由説明)

日程第5 決算審査特別委員会設置について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（16名）

議 長	16番	瀬 川 左 一 君	副議長	15番	盛 田 恵津子 君
	1番	中 野 正 章 君		2番	山 本 泰 二 君
	3番	向中野 幸 八 君		4番	二ツ森 英 樹 君
	5番	小 坂 義 貞 君		6番	澤 田 公 勇 君
	7番	吟 清 悦 君		8番	岡 村 茂 雄 君
	9番	附 田 俊 仁 君		10番	佐々木 寿 夫 君
	11番	田 嶋 輝 雄 君		12番	三 上 正 二 君
	13番	田 島 政 義 君		14番	白 石 洋 君

○欠席議員（0名）

○説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	小 又 勉 君	副 町 長	高 坂 信 一 君
総 務 課 長	中 野 昭 弘 君	支 所 長 (兼庶務課長)	小 山 彦 逸 君
企画調整課長	田 嶋 邦 貴 君	財 政 課 長	金 見 勝 弘 君

(兼地域おこし総合戦略課長)

会計管理者 (兼会計課長)	原 田 秋 夫 君	税 務 課 長	附 田 敬 吾 君
町 民 課 長	原 子 保 幸 君	社会生活課長	澤 山 晶 男 君
健康福祉課長	井 上 健 君	商工観光課長	附 田 良 亮 君
農 林 課 長	鳥谷部 勉 君	建 設 課 長	氣 田 雅 之 君
上下水道課長	仁 和 圭 昭 君	教 育 長	附 田 道 大 君
学 務 課 長	鳥谷部 慎一郎 君	生涯学習課長	田 中 健 一 君
世界遺産対策室長	甲 田 美喜雄 君	中央公民館長	高 田 博 範 君
南 公 民 館 長 (兼中央図書館長)	高 田 美由紀 君	農業委員会会長	天 間 俊 一 君
農業委員会事務局長	三 上 義 也 君	代表監査委員	野 田 幸 子 君
監査委員事務局長	天 間 孝 栄 君	選挙管理委員会委員長	新 館 文 夫 君
選挙管理委員会事務局長	原 子 保 幸 君		

○職務のため会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	天 間 孝 栄 君	事 務 局 次 長	鳥谷部 伸 一 君
---------	-----------	-----------	-----------

○会議録署名議員

7 番	市 清 悦 君	8 番	岡 村 茂 雄 君
-----	---------	-----	-----------

○会議を傍聴した者（３名）

○会議の経過

○開会宣告

○議長（瀬川左一君） 皆さん、おはようございます。
ただいまから令和２年第３回七戸町議会定例会を開会いたします。
ただいまの出席議員は１６名で、定足数に達しております。
したがって、令和２年第３回七戸町議会定例会は成立いたしました。

○開議宣告

○議長（瀬川左一君） これより、本日の会議を開きます。
本日の議事日程及び本定例会における説明員は、お手元に配付したとおりです。

○日程第１ 会議録署名議員の指名について

○議長（瀬川左一君） 日程第１ 会議録署名議員の指名についてを行います。
会議録署名議員は、会議規則第１２０条の規定により、７番桁清悦君と８番岡村茂雄君を指名します。

○日程第２ 会期の決定について

○議長（瀬川左一君） 日程第２ 会期の決定についてを議題とします。
初めに、議会運営委員長から報告を求めます。
議会運営委員長。

○議会運営委員長（白石 洋君） 皆さん、おはようございます。
議会運営委員会、委員長報告を申し上げます。

去る８月２４日告示、本日招集されました令和２年第３回七戸町議会定例会の会期について、先般８月２４日、午前１０時から議会運営委員会を開催し、審査した結果、お手元に配付いたしましたとおり、本日９月３日から９月１１日までの９日間を会期すると決定をいたしました。

本日は、議案等の一括上程、決算審査特別委員会の設置及び同委員会の正副委員長の互選を行います。４日及び５日から６日までは、議案調査並びに閉庁日のため、休会いたします。７日は一般質問、９日と１０日は決算審査特別委員会を行います。運営方法については皆様のお手元に配付のとおり、議会運営委員会に取りまとめさせていただきましたので、御参考にしていただければと思います。最終日の１１日は、議案第８０号を除く今回上程されております全議案について審議を行うことにしております。

以上のとおり、進行してまいりたいと思いますので、何とぞ議員各位の御理解と御協力を賜り、当委員会の決定に御賛同くださいますようお願いを申し上げまして、委員長報告といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（瀬川左一君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長の報告のとおり、本日から9月11日までの9日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、本定例会の会期は、本日から9月11日までの9日間に決定いたしました。

議長において作成しました会期日程及び議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

○日程第3 諸般の報告について

○議長（瀬川左一君） 日程第3 諸般の報告を行います。

議長の諸般の報告につきましては、お手元に配付しておりますので、御了承願います。

次に、本日までに受理いたしました陳情書につきましては、別紙配付の陳情等文書表のとおりです。

先般、このことについて議会運営委員会において審査した結果、陳情第5号については、議員配付とすることにしましたので、御了承願います。

○日程第4 提出議案一括上程

○議長（瀬川左一君） 日程第4 提出議案の一括上程について。

議案第81号七戸町二ツ森貝塚館条例の制定についてから報告第20号令和元年度決算に基づく七戸町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてまでの14議案、1報告を一括上程いたします。

町長から提出議案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小又 勉君） おはようございます。

本日、ここに令和2年第3回七戸町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、御多忙のところ、御出席いただきまして厚く御礼申し上げます。

提出議案の御説明の前に、一般報告をさせていただきます。

まず、町の農業は、新規就農者支援、稲作から高収益作物への転換支援としての機械補助に取り組んでおりますが、依然として就農者の高齢化、担い手不足など、経営環境は厳しい状況が続いております。

国においては、新型コロナウイルス感染症の発生により、売上げが減少する等の影響を受けた野菜、花き、果樹等の高収益作物について、令和2年2月から4月の間に出荷実績がある、または廃棄等により出荷できなかなった生産者を対象に、高収益作物時期作支援交付金を交付することにしており、七戸町地域農業再生協議会において9月中旬以降に交

付申請の受付を予定しております。

国による経営所得安定対策事業、いわゆる転作においては、昨年度「輸出用米」に県内唯一産地交付金を設定し、町内で収穫された「まっしぐら」約１１２トンを昨年１１月にシンガポールへ出荷したところでありますが、令和３年産からは「ジャパン・シチノヘ」ブランドとして、４１９トンが本格的に販売される予定となっております。

また、上北地域県民局８月１５日発表の令和２年度水稻育成観測ほ場育成状況によると、出穂状況は平年並みで順調に推移しているとのことですが、今後とも県及び農協、農業関係団体等と連携を密にし、良質米確保に向けた適期刈り取りなど、管理・技術指導してまいりたいと考えております。

次に、長引く新型コロナウイルス感染症ですが、県内において８月１４日に上十三保健所管内で１名、８月２７日に五所川原保健所管内で２名の感染者が確認されております。

全国的に見ても、依然として感染者が拡大していることから、これまで以上に「３密」など基本的な感染防止対策を徹底していただくなど、感染リスクに最新の注意を払い、慎重な行動を取っていただきますようお願いをいたします。

町では、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を活用し、様々な事業を展開しておりますが、今定例会では第１次計画に引き続き、第２次計画における事業費を計上しております。

この第２次計画の事業内容につきましては、各常任委員会において担当課長から御説明申し上げていたところですが、８月１１日から公立七戸病院で始めている「コロナ抗原検査」の費用の一部を助成する「新型コロナウイルス検査費助成事業」を追加しております。

対象者は、検査日に七戸町民である方及び保護者が七戸町在住の町内出身の高校生・大学生・大学院生・専門学校生等で、検査費用１万２，０００円の２分の１の助成としております。

この追加事業に関しましては、準備調整に時間を要したことから、議員の皆様に対し各常任委員会での説明までは至りませんでした。町民が安心して生活できる重要な取組であると考えておりますので、御理解の上御了承いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、本定例会に提出いたしました議案の概要について御説明申し上げます。

議案第８１号七戸町二ツ森貝塚館条例の制定については、地方自治法第２４４条の２第１項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第３０条の規定により、二ツ森貝塚館の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるため提案するものです。

議案第８２号七戸町手数料条例の一部を改正する条例については、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する

法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令の一部改正に伴い、同法等の改正内容に準じて、所要の改正を行う必要があることから提案するものです。

議案第83号七戸町体育施設設置条例の一部を改正する条例については、体育施設の名称について、関係条例と整合性を図る必要があることから、所要の改正を行うため提案するものです。

議案第84号七戸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の公布に伴い、所要の改正を行う必要があることから提案するものです。

議案第85号七戸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の公布に伴い、所要の改正を行う必要があることから提案するものです。

議案第86号七戸町農産物加工センターの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例については、農産物加工開発研修センターの使用目的の多様化を踏まえ、所要の改正を行う必要があることから提案するものです。

議案第87号七戸町寺下地区飲料水供給事業給水条例を廃止する条例については、寺下地区飲料水供給施設廃止に伴い、同施設を用途廃止するため提案するものです。

議案第74号令和2年度七戸町一般会計補正予算（第5号）については、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4億7,012万4,000円を追加し、予算の総額を123億1,806万9,000円とするものです。

歳入の主なものは、地方交付税に1億62万1,000円、国庫支出金に2億8,339万5,000円、繰入金に2,284万2,000円、諸収入に3,413万9,000円、町債に2,936万3,000円を追加し、使用料及び手数料から1,071万円を減額するものです。

歳出の主なものは、総務費に2億7,155万6,000円、民生費に2億298万5,000円、農林水産業費に3,256万8,000円、土木費に3,518万2,000円、教育費に1,017万7,000円、公債費に1,693万6,000円を追加し、消防費から1億526万7,000円を減額するものです。

今回の補正の主な内容は、新型コロナウイルス感染症対策事業に係る歳入歳出の増額、町道並びに公共施設等の維持修繕経費の増額、電源立地地域対策交付金交付限度額が確定したことによる消防費に係る中部上北広域事業組合負担金の減額となっております。

議案第75号令和2年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算の総額にそれぞれ357万7,000円を追加し、予算の総額を4億

3,115万円とするものです。

歳入は、繰入金に69万3,000円、繰越金に286万1,000円、諸収入に2万3,000円を追加し、歳出は、総務費に69万3,000円、諸支出金に2万3,000円、予備費に286万1,000円を追加するものです。

議案第76号令和2年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,094万2,000円を追加し、予算の総額を26億6,241万3,000円とするものです。

歳入の主なものは、繰越金に3,977万6,000円を追加し、保険料から100万9,000円を減額するものです。

歳出は総務費に58万8,000円、地域支援事業費に35万円、諸支出金に4,000万4,000円を追加するものです。

議案第77号令和2年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,012万1,000円を追加し、予算の総額を4億4,425万9,000円とするものです。

歳入は、分担金及び負担金に35万円、使用料及び手数料に13万5,000円、繰入金に319万2,000円、繰越金に154万4,000円、町債に490万円を追加するものです。

歳出は、総務費に26万1,000円、事業費に981万7,000円、公債費に4万3,000円を追加するものです。

議案第78号令和2年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算の総額にそれぞれ531万5,000円を追加し、予算の総額を7,508万円とするものです。

歳入は、繰入金に514万9,000円、繰越金に16万6,000円を追加し、歳出は、総務費に368万5,000円、事業費に163万円を追加するものです。

議案第79号令和2年度七戸町水道事業会計補正予算（第2号）については、収益的収入の特別利益に3万3,000円を追加し、水道事業収益の総額を3億3,666万円とし、収益的支出の営業費用に8万6,000円を追加し、予備費から5万3,000円を減額し、水道事業費用の総額を3億479万9,000円とするものです。

また、資本的収入及び支出については、資本的支出の建設改良費に1,059万2,000円を追加し、資本的支出の総額を3億1,217万円とするものです。

議案第80号令和元年度七戸町各会計歳入歳出決算の認定については、令和元年度の七戸町各会計歳入歳出決算について、地方自治法及び地方公営企業法の規定に基づき、議会の認定に付するものです。

なお、主要施策の成果概要については、決算書に報告書として掲載しておりますので、御審議の参考にさせていただきたいと思います。

報告第20号令和元年度決算に基づく七戸町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告については、令和元年度決算に基づく七戸町の健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき報告するものです。

以上が、本定例会に提出いたしました議案であります。議員各位には、慎重御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（瀬川左一君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

○日程第5 決算審査特別委員会設置について

○議長（瀬川左一君） 日程第5 決算審査特別委員会設置について。

初めに、令和元年度各会計歳入歳出決算の概要について、会計管理者より説明を求めます。

会計管理者。

○会計管理者（原田秋夫君） おはようございます。マスクを外して説明させていただきます。

ただいまから、令和元年度一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算の概要について、御説明いたします。

各会計に共通しますが、予算額及び決算額については、前年度からの繰越明許費を含んだものとなっております。

それでは最初に、一般会計について説明いたします。

予算総額は114億2,016万1,000円であります。

歳入決算額は111億806万7,265円で、予算額に対する収入率は97.26%、調定額に対する収入率は96.08%で、収入未済額は4億4,735万4,226円となっております。

その内訳は、町税7,253万7,006円、使用料及び手数料8万6,140円、国庫支出金9,183万8,080円、財産収入9万3,000円、町債2億8,280万円でございます。

一方、歳出決算額は107億3,152万8,789円で、予算額に対しての執行率は93.97%、不用額1億273万3,670円を生じております。

このことから、一般会計決算の歳入歳出差引残額は3億7,653万8,476円で、この残額から令和2年度への繰越明許費繰越額2億1,118万920円、事故繰越繰越額7万8,000円を控除した実質収支額は1億6,527万9,556円となります。

この額から条例に基づき1億5,500万円を基金へ繰入れし、残額の1,027万9,556円が令和2年度への繰越金となります。

次に、国民健康保険特別会計について説明いたします。

予算総額は20億1,365万1,000円であります。

歳入決算額は19億3,408万5,960円で、予算額に対する収入率は96.05

%、調定額に対する収入率は96.2%で、収入未済額は7,313万5,070円となっており、その内訳は国保税でございます。

一方、歳出決算額は19億816万6,025円で、予算額に対しての執行率は94.76%、不用額1億548万4,975円を生じております。

このことから、国民健康保険特別会計決算の歳入歳出差引残額は2,591万9,935円となり、全額を基金へ繰入れするものであります。

次に、後期高齢者医療特別会計について説明いたします。

予算総額は3億7,810万1,000円であります。

歳入決算額は3億8,089万3,033円で、予算額に対する収入率は100.74%、調定額に対する収入率は99.69%で、収入未済額は119万2,000円となっており、その内訳は保険料でございます。

一方、歳出決算額は3億7,803万1,372円で、予算額に対しての執行率は99.98%、不用額6万9,628円を生じております。

このことから、後期高齢者医療特別会計決算の歳入歳出差引残額は286万1,661円で、これは令和2年度への繰越金となります。

次に、介護保険特別会計について説明いたします。

予算総額は26億7,325万9,000円であります。

歳入決算額は26億6,617万3,104円で、予算額に対する収入率は99.73%、調定額に対する収入率は99.7%で、収入未済額は533万9,970円となっており、その内訳は保険料でございます。

一方、歳出決算額は25億1,159万5,490円で、予算額に対しての執行率は93.95%、不用額1億6,166万3,510円を生じております。

このことから、介護保険特別会計決算の歳入歳出差引残額は1億5,457万7,614円となり、この額から条例に基づき1億1,480万円を基金へ繰入れし、残額の3,977万7,614円が令和2年度への繰越金となります。

次に、介護サービス事業特別会計について説明いたします。

予算総額は390万4,000円であります。歳入決算額は391万9,152円で、予算額に対する収入率は100.39%、調定額に対する収入率は100%で、収入未済額はございません。

一方、歳出決算額は236万6,236円で、予算額に対しての執行率は60.61%、不用額153万7,764円を生じております。

このことから、介護サービス事業特別会計決算の歳入歳出差引残額は155万2,916円となり、全額を基金へ繰入れするものであります。

次に、七戸霊園事業特別会計について説明いたします。

予算総額は248万7,000円であります。

歳入決算額は249万79円で、予算額に対する収入率は100.12%、調定額に対

する収入率は１００％で、収入未済額はございません。

一方、歳出決算額は２４８万４,３８９円で、予算額に対しての執行率は９９．９％、不用額２,６１１円を生じております。

このことから、七戸霊園事業特別会計決算の歳入歳出差引残額は５,６９０円となり、全額が令和２年度への繰越金となります。

次に、公共下水道事業特別会計について説明いたします。

予算総額は４億３,５３７万２,０００円であります。

歳入決算額は４億３,５８４万８６９円で、予算額に対する収入率は１００．１１％、調定額に対する収入率は９９．７％で、収入未済額は１２４万３,５５９円となっております。

その内訳は、分担金及び負担金４２万３,０００円、使用料８２万５５９円でございます。

一方、歳出決算額は４億３,４１９万６,７６３円で、予算額に対しての執行率は９９．７３％、不用額１１７万５,２３７円を生じております。

このことから、公共下水道事業特別会計決算の歳入歳出差引残額は１６４万４,１０６円となり、全額が令和２年度への繰越金となります。

最後に、農業集落排水事業特別会計について説明いたします。

予算総額は６,２２０万円であります。

歳入決算額は６,２２３万９,６３５円で、予算額に対する収入率は１００．０６％、調定額に対する収入率は９９．９３％で、収入未済額は１万７,７９９円となっており、全額使用料でございます。

一方、歳出決算額は６,２０６万３,１４２円で、予算額に対しての執行率は９９．７８％、不用額１３万６,８５８円を生じております。

このことから、農業集落排水事業特別会計決算の歳入歳出差引残額は１７万６,４９３円となり、全額が令和２年度への繰越金となります。

以上のとおり、令和元年度一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の概要説明を終わります。

御審議の上、認定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（瀬川左一君） 次に、令和元年度水道事業会計決算の概要について、上下水道課長より説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（仁和圭昭君） おはようございます。

ただいまから、令和元年度七戸町水道事業会計決算の概要について御説明いたします。

最初に、水道の普及状況であります。給水人口は１万５,１２８人で、前年度に比べ２８７人減少となりました。

給水契約件数は７,５６６件で、前年度に比べ２０件減少し、給水普及率は９９．０％

で、前年度に比べ0.2ポイントの増加となりました。

次に、年間有収水量ですが157万1,813立米で、前年度に比べ2,499立米増加し、1日当たりの最大配水量は7,857立米で、前年度に比べ391立米の増加となり、1日当たりの平均配水量も6,349立米で、前年度に比べ21立米の増加となりました。有収率は、前年度に比べ0.1ポイント減少し、67.8%となりました。

次に、工事関係では、計量法の規定による検定満期に達した1,076か所のメーター交換を行いました。

老朽管更新事業等におきましては、ライフライン機能強化事業及び道路改良工事関連による整備で、8地区の2,728メートルの布設替えを実施しております。

なお、これらの工事に伴い、実施した石綿セメント管の布設替え延長は1,549メートルで、残り延長は2万8,750メートルとなっております。

次に、会計の状況につきまして、消費税抜きの数値で御説明いたします。

収益的収入及び支出では、収益的収入合計額は3億2,090万331円で、前年度と比較し395万3,786円の増収となっており、給水収益では64万2,785円の増収となっております。

主な収入といたしましては、給水収益が2億6,416万4,394円で、収入総額の82.32%を占め、長期前受金戻入が4,820万7,173円で、収入総額の15.02%を占めています。

次に、収益的支出合計額は2億6,779万9,501円で、前年度と比較し702万893円の増となっております。

主な支出といたしましては、企業債利息が2,161万3,733円、職員給与費が3,883万9,450円、水質検査及び検針業務及び浄水場管理業務等の委託料が2,080万4,297円、減価償却費が1億4,224万656円でございます。

これにより、令和元年度七戸町水道事業におきましては、収益的収入総額3億2,090万331円、収益的支出総額2億6,779万9,501円となり、差引純利益が5,310万830円となりました。

次に、資本的収入及び支出では、資本的収入合計額は1億638万6,000円、支出合計額は2億5,858万2,259円であります。

収入では、ライフライン機能強化等国庫補助金が3,500万円、老朽管更新事業に伴う企業債借入金が7,000万円、他会計負担金が138万6,000円であります。

支出では、企業債元金償還金が5,961万7,459円、検定満期に伴う水道メーター交換工事費等が2,748万4,800円、老朽管更新工事費等が1億5,781万円でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額は、消費税込みで1億7,176万1,791円であり、これを損益勘定留保資金から1億535万5,971円、減債積立金から5,000万円、消費税資本的収支調整額から1,640万5,820円で補填しており

ます。

以上で、令和元年度七戸町水道事業決算の概要について、御説明を終わります。ありがとうございました。

○議長（瀬川左一君） 次に、令和元年度七戸町各会計決算審査意見書並びに令和元年度財政健全化審査意見書及び経営健全化審査意見書について、監査委員より報告を求めます。

代表監査委員。

○代表監査委員（野田幸子君） おはようございます。

地方自治法２３３条第２項及び地方公営企業法第３０条第２項の規定により、審査に付されました令和元年度七戸町一般会計、特別会計の歳入歳出決算並びに水道事業会計の決算について、審査意見書を御報告申し上げます。

お手元に配付しております、令和元年度七戸町歳入歳出決算書の２１ページをお開きいただきたいと思います。

審査は、令和２年７月２０日から７月３０日までの７日間実施いたしました。

審査に当たりましては、町長から提出された決算書等の書類と会計管理者及び水道事業管理者が保管する関係諸帳簿、諸書類との照合、関係責任者からの説明を聴取するなど、書類等が適切に作成されているのか審査いたしました。

その結果、審査に付された各決算は、関係諸帳簿及び諸書類等を照合した結果、計数に誤りがなく、適切に処理されているものと認めました。

財政運営において重要な自主財源である町税及び町営住宅使用料などの税外収入における徴収率は、徴収体勢の強化策等により前年度比較において、徴収率の向上が見受けられました。中でも、町営住宅使用料に関しては、平成２０年度で１，４５０万円ほどあった滞納が、この度の令和元年度決算では、約８万円にまで減少したことは、大きな評価に値するものであります。今後も、賦課徴収の公平性の観点からも徴収率向上のため、より一層の対応を望みます。

特に、国民健康保険税につきましては、今後の国民健康保険特別会計財政運営健全化の観点から、さらなる徴収体勢の強化に取り組んでいただきたいと思います。

以下、２２ページから３７ページまでの説明は省略させていただきますが、各会計の前年度との比較及び詳細について、それぞれ資料を掲載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

以上、令和元年度決算審査意見書についての御報告を終わります。

次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づく財政健全化審査及び経営健全化審査の結果について、御報告いたします。

お手元に配付しております報告第２０号令和元年度決算に基づく七戸町の健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての１ページ目と２ページ目を御覧いただきたいと思います。

審査の対象は、令和元年度実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率並びに資金不足比率の5項目及びその算定の基礎となる事項を記載した書類であります。

審査は、令和2年7月28日に実施いたしました。

審査の概要ですが、町長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。

その結果、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び資金不足比率は、収支がいずれも黒字であること、また、実質公債費比率及び将来負担比率は、早期健全化基準をそれぞれ下回っている内容となっております。

ただし、今後の町の大きな各種の事業も計画されているため、財政健全化へ向け、計画的でかつ優先順位を反映させた運営が必要と思われます。

また、審査に付された書類は、いずれも適正に作成されているものと認めました。

以上、令和元年度財政健全化審査意見書及び令和元年度経営健全化審査意見書についての御報告といたします。

どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（瀬川左一君） これをもって、決算の概要説明並びに審査意見書の報告を終わります。

本件については、9月10日までの審査期限とする議長を除く全議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、審査付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬川左一君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、本件については、9月10日を審査期限とする議長を除く全議員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査をすることに決定しました。

○散会宣告

○議長（瀬川左一君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

なお、決算審査特別委員会を、本日の定例会終了後、直ちに招集しますので、このまま御着席お願いします。

なお、9月7日の本会議は、午前10時に再開します。

本席から告知します。

9月7日の一般質問の順序をお知らせします。

1番目は10番の佐々木寿夫君、2番目は2番の山本泰二君、3番目は3番の向中野幸八君、4番目は12番の三上正二君、5番目は7番の桁清悦君となります。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

散会 午前10時51分